

条件付き一般競争入札実施公告（電子入札案件）

下記の工事については、条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年8月27日

青森市公営企業管理者企業局長 館山 新

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 入札番号 | 第 W26078 号 |
| (2) 工事名 | 水管橋塗装工事 |
| (3) 施工場所 | 【別記】1のとおり |
| (4) 工期 | |
| (5) 工種 | |
| (6) 概要 | |
| (7) 予定価格（税込） | |
| (8) 入札方法 | |
| (9) 落札を制限する制度 | |

2 入札参加資格

条件付き一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 青森市企業局財務規程（平成18年企業局管理規程第21号。以下「財務規程」という。）第167条の規定により準用する青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）第102条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森市企業局競争入札参加資格等に関する規程（平成18年青森市企業局管理規程第22号。）第2条第1項の規定により作成したとみなした青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により、建設工事について競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (5) 参加資格規則第9条第2項各号に規定する等級にそれぞれ格付されている者であること。
- (6) 直近に受けた建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間が経過していないこと。
- (7) 青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領（平成18年4月1日実施。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。

- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (10) その他【別記】2に示す資格に該当する者であること。

3 契約条項を示す場所

契約条項は、別に定める場合を除き、青森市工事請負契約標準約款（令和8年3月30日青森市公告第43号。以下「約款」という。）のとおりとし、市ホームページにおいて閲覧することができる。

4 設計図書の閲覧及び配付

- (1) 本工事に係る設計図書は、入札情報公開システム（青森市電子入札ポータルサイト（https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004461/1004683/index.html）内。以下同じ。）により、閲覧及びダウンロードを行うことができる。
なお、閲覧及びダウンロードの際のパスワード入力に当たっては、あらかじめ通知されたパスワードを使用すること。
- (2) やむを得ない事由により、入札情報公開システムにおいて、本工事に係る設計図書の閲覧及びダウンロードを行うことができない場合は、契約担当課へその旨申し出ること。
- (3) 閲覧及び配付対象者は、【別記】2に示す資格（参加形態及びその他を除く。）を満たす者とする。

5 質疑応答

入札に参加しようとする者のうち、本工事に係る設計図書に関して質疑がある者の質疑書の提出方法及び回答方法は【別記】3のとおりとする。

6 入札保証金

【別記】4のとおり。

7 入札執行の日時及び場所等

【別記】5のとおり。

8 入札の方法

- (1) 入札に参加しようとする者は電子入札システム（青森市電子入札ポータルサイト（https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004461/1004683/index.html）内。以下同じ。）を使用して、入札金額、氏名又は名称、くじ番号（3桁の任意の数字）その他必要事項を入力し、【別記】5に示す提出書類を添付し入札書の提出を行うものとする。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。
- (3) 電子入札において使用することができるＩＣカードは、青森市企業局電子入札運用基準（令和4年6月1日実施。）第5及び第6に定めるものとする。
- (4) 入札書等の差替え又は撤回は、認めないものとする。
- (5) 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、青森市企業局条件付き一般競争入札実施要領（平成23年9月1日実施。）第11条第2項の規定により、再度入札を行うこととした場合は、この限りでない。なお、この場合において、初回の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加できないものとする。

9 紙入札参加の特例

青森市企業局電子入札実施要領（令和4年6月1日実施。以下「電子要領」という。）第11条第1項に該当する者は、紙入札での参加を申立てすることができる。なお、紙入札を認めた場合は、青森市企業局郵便入札実施要領（平成23年9月1日実施。以下「郵便要領」という。）第3条第1項から第3項の規定により入札書等の提出を行うこととし、入札書等郵送開始日、到着期限及び郵送先は【別記】6のとおりとする。

10 入札の辞退

入札参加者が当該入札を辞退しようとする場合は、【別記】5に示す入札の開札予定日時までに、電子入札システムによる辞退申請書の送付又は書面により辞退申請書を青森市企業局水道部総務課へ提出しなければならない。

11 入札の立会い

電子入札案件における入札参加者の入札立会いは原則として行わない。ただし、紙入札での入札参加を認められた入札参加者については、郵便要領第4条の規定による入札立会いを行うものとする。

12 入札の無効

財務規程第167条の規定により準用する財務規則第117条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を満たしていない者のした入札
- (2) 8に定める入札の方法以外の方法による入札
- (3) 定められた入札書等到着期限を過ぎて到達した入札
- (4) 予定価格の制限の範囲を超える入札
- (5) 工事費内訳書の提出がない入札
- (6) 入札金額と工事費内訳書に記載された金額が合致しない入札
- (7) 工事費内訳書に指定された事項が記載されていない入札
- (8) 工事費内訳書に記載された事項に誤りがある入札
- (9) 青森市企業局郵便入札実施要領第5条各号のいずれかに該当する入札

13 同価格入札の取扱い

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじによるくじ引きを行い、順位及び落札候補者を決定するものとする。

14 入札中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

15 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し決定するものとする。
ただし、青森市企業局低入札価格調査制度要綱（平成23年9月1日実施）の規定により失格又は失格とみなされた者及び青森市企業局最低制限価格制度要綱（平成18年4月1日実施）の規定により失格となった者は落札候補者とししないものとする。
- (2) 落札候補者が資格審査に必要な書類を提出期間内に提出しないとき、又は資格確認のための

指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

- (3) 審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは当該落札候補者の入札は無効とし、次順位の価格で入札をした者を落札候補者とし、同様の審査を行い、落札者を決定する。

16 入札参加資格の審査

15 の資格審査における提出書類、提出期限日及び提出方法は、【別記】7 のとおりとする。

17 契約保証金

【別記】8 のとおり。

18 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から5日（期限の日が青森市の休日に関する条例（平成17年青森市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 落札決定後、当該工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないものとする。

19 前金払等

【別記】9 のとおり。

20 その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、関係法令及び入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (3) 落札決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。
- (4) 本工事に係る特記事項及び入札に用いる様式等は【別記】10 のとおりとする。

21 工事担当課及び契約担当課

【別記】11 のとおり。

【別記】

1 競争入札に付する事項

(1) 入札番号(再掲)	第 W26078 号
(2) 工事名(再掲)	水管橋塗装工事
(3) 施工場所	青森市大字八ツ役字芦谷 3 3 6 番地 1 地先
(4) 工期	令和9年3月19日 (契約締結の翌日から)
(5) 工種	塗装
(6) 概要	水管橋塗装工 一式
(7) 予定価格(税込)	事後公表
(8) 入札方法	電子入札システムによる入札
(9) 落札を制限する制度	最低制限価格制度

2 入札参加資格

営業所所在地	青森市内に本店を有していること。
業種	塗装
部門	塗装
等級	A
参加形態	単体企業
その他	(1) 現場代理人及び建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適切に配置できる者であること。 (2) あらかじめ電子入札システムに使用できる I C カードを使用して、電子入札システムに利用者登録を行っている者であること。ただし、あらかじめ紙入札参加を認められた者を除く。 (3) 約款第47条の規定により請求を受けた損害賠償金について、滞納がないこと。

3 質疑応答

質疑書提出方法	ファクシミリ
質疑書提出先	水道部施設課 FAX: 017-732-7212
質疑書受付期限	令和8年9月7日 12時00分までとする。
質疑回答方法	入札情報公開システム(紙入札の場合は他の方法によることができる)
質疑回答期限	令和8年9月8日

4 入札保証金

入札保証金	免除
-------	----

5 入札執行の日時及び場所等

入札日時	令和8年9月15日 8時30分 から 17時00分 まで
入札場所	電子入札システム
開札予定日時	令和8年9月17日 9時40分
開札場所	電子入札システム
提出書類	(1) 工事費内訳書

6 紙入札業者の入札

入札書等郵送開始日	令和8年9月9日
入札書等到着期限	令和8年9月15日
郵送先	郵便番号030-8799 日本郵便株式会社青森中央郵便局留 青森市企業局水道部総務課

【別記】

7 入札参加資格の審査

提出書類	(1) 競争参加資格確認申請書	(2) 建設業許可通知書の写し
	(3) 契約締結日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し	
	(4) 技術者配置状況表	(5) 配置予定技術者調書
	(6) 配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格を証明する書類の写し	
	(7) 配置予定の現場代理人の直接雇用関係を証明する書類の写し 配置予定の主任技術者又は監理技術者の3か月以上直接雇用関係を証明する書類の写し	
	(8) (現場代理人・主任技術者) 兼務届 ※兼務を希望する場合	
提出期限日	提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日（休日に当たる日を除く。）まで 令和8年9月24日 (予定)	
提出方法	電子入札システム（紙入札参加者は別途指示する方法による）	

8 契約保証金

契約保証金	有 契約の保証については、約款第4条の規定によるものとし、請負代金額の100分の10以上とする。ただし、低入札価格調査制度要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格での契約にあっては、同要綱第16条の規定により100分の30以上とする。
-------	--

9 前金払等

前金払	有 請負代金額の10分の4以内とする。ただし、低入札価格調査制度要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格での契約にあっては、同要綱第16条の規定により10分の2以内とする。
中間前金払	有 前号の前金払のほか、請負代金額の10分の2以内（ただし、財務規程第167条の規定を準用する財務規則第76条第2項各号に掲げる要件に該当する場合に限る。）とする。
部分払	無

10 その他

特記事項	-
使用する様式	(1) 質疑書
	(2) 工事費内訳書
	(3) 入札書（電子入札案件紙入札参加用）
	(4) 紙入札参加願
	(5) 辞退申請書（書面提出用）
	(6) 競争参加資格確認申請書
	(7) 技術者配置状況表
	(8) 配置予定技術者調書
	(9) (現場代理人・主任技術者) 兼務届

11 担当

工事担当課	水道部施設課	TEL: 017-777-4255 FAX: 017-732-7212
契約担当課	水道部総務課	TEL: 017-734-4201 FAX: 017-774-4913